

## 寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）の業務運営に関する規程

### 第1 求人

- 1 本市は、寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）（以下「マイスター倶楽部事業」という。）において、寝屋川市内の保育施設及び介護事業所（以下、「事業所等」という。）からの子育て支援員養成研修修了者、介護職員初任者研修修了者、在宅支援員養成研修修了者（以下「研修修了者」という。）及び保育及び介護に係る資格を有しない者（以下「無資格者」という。）の求人申込みについて、これを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令等に違反していたり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であつたりする場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、所定の求人票兼労働条件明示書を電子メールで送付又は所定の求人票兼労働条件明示書と同内容のデジタルデータフォームを福祉部高齢介護室又はこども部保育課（以下「事務局」という）に送信することによりお申込みください。求人票兼労働条件明示書は、市のホームページからダウンロードできます。
- 3 求人の申込みを取り消す又は変更する場合は、所定の様式により、事務局に届け出てください。

### 第2 求職

- 1 マイスター倶楽部事業において、寝屋川市内の事業所等に研修修了者又は無資格者として就職を希望する求職登録の申し込みについて、これを福祉部高齢介護室にて受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令等に違反する場合には受理しません。

- 2 求職登録の申し込みは、所定の求職者登録申込書により来庁または電子メール、もしくは所定の求職者登録申込書と同内容のデジタルデータフォームを送信することによりお申し込みください。求職者登録申込書は、事務局に備え付けのほか、市のホームページからもダウンロードできます。

- 3 求職登録の申し込みを取り消す又は変更する場合は、所定の様式により、福祉部高齢介護室へ届け出してください。

### 第3 紹介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人施設には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面により交付または電子メールにより明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面により交付または電子メールにより明示ができないときは、電話等により明示を行います。
- 4 紹介に際しては、事務局から求職者に紹介状を発行します。求職者は、求人施設との面接日に紹介状を持参のうえ求人施設に提出してください。
- 5 求人、求職の申込みを受けた後、責任を持って紹介の労をとります。ただし、申し込みにより、紹介・就労を約束するものではありません。
- 6 採用にあたっての労働条件等は、求職者と求人施設との契約となりますので、求職者は事前に求人施設から十分な説明を受けるとともに、求人施設は、求職者に労働基準法第15条に基づく労働条件を書面により明示してください。
- 7 事務局は、労働争議に対する中立の立場をとるため、求人施設において同盟罷業等が行われている間は、求人施設に求職者を紹介致しません。

### 第4 その他

- 1 業務は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始をのぞく）で、時間は9時00分から17時30分までです。ただし、求職者の実際の求職登録の申込みや相談対応は、予め定めた相談日において予約制の面談により行います。
- 2 当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。ただし、労働条件などについては、求人施設と求職者との合

意によるものであり、トラブルが生じても事務局はその責任を負いません。

- 3 雇用関係が成立しましたら、求人施設、求職者両方から事務局に対して、速やかにその報告をしてください。

また、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

- 4 事務局は、求職者または求人施設から知り得た個人情報を「寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

- 5 事務局は、求職者または求人施設に対し、その申込みの受理、面接、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。

- 6 事務局は、求人及び求職登録の申込み者が、次のいずれかに該当する場合は、管理簿から削除し、以後、紹介を行いません。

- (1) マイスター倶楽部事業により、採用が決定したとき
- (2) 求人票兼労働条件明示書または求職者登録申込書に記載された有効期限を満了したとき
- (3) 当事者から、申し込みにかかる取消しの届出があったとき
- (4) 半年以上、当事者と連絡がとれないとき
- (5) その他申込者として、不適格と認められる事実を確認したとき

- 7 マイスター倶楽部事業を終了する際は、管理簿に現状登載された求人施設及び求職者 に対し、その旨をお知らせします。

- 8 マイスター倶楽部事業の業務運営に関する規程は以上のとおりですが、当該業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は、係員におたずねください。

令和 8 年 6 月 1 日

寝 屋 川 市

寝屋川市長 広瀬 慶輔